

令和3年第3回定例会(9月)議決結果

第3回定例会が令和3年9月2日から14日までの13日間の会期で開催されました。条例、補正予算など17議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町個人情報保護条例及び芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されるなど、同法を引用する箇所に号ずれなどが生じたため、所要の改正を行うものです。

【予算】

●令和3年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ9,200万円の増額補正です。

歳入＝「老朽危険家屋等解体補助金に係る国庫補助金」を計上したほか、事業費等の増額により、過疎対策事業債などを増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝新型コロナウイルス感染症対策として、商工会発行のプレミアム付商品券への補助金を計上したほか、「町有地法面崩落対策工事実施設計委託」や「魚見公園整備基本計画策定業務委託」などを計上しています。

●令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ237万1,000円の増額補正です。

歳入＝一般会計からの繰入金を増額計上しています。

歳出＝人件費を増額計上しています。

【決算】

- 令和2年度芦屋町一般会計決算の認定
- 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定
- 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定
- 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

(認定 賛成多数)

- 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定
- 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定
- 令和2年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定
- 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【その他】

- 芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定

(可決 満場一致)

令和3年度から令和7年度までの持続的発展の基本方針や基本目標などを定めた「芦屋町過疎地域持続的発展計画」を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

(可決 満場一致)

未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、一部を自己資本金に組み入れ、残りを繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【意見書】

- 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

(可決 賛成多数)

女性差別撤廃条約の実効性を高めるために女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

●コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書

（否決 賛成少数）

コロナ禍を乗り越えるためにも、国が雇用や社会保障制度、税金の使い方を抜本的に見直し、ジェンダー施策を強化することを求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

●75歳以上の医療費窓口負担に関する意見書

（否決 賛成少数）

2021年6月4日、参議院本会議で可決された75歳以上医療費窓口負担2割化法の施行を中止することを求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

●コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

（可決 満場一致）

地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障などへの対応に迫られているため、国に対し令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の充実を求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報告】

●令和2年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の令和2事業年度における業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものです。